

# 石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要（市の原案）

## 1 計画の位置づけ

### 1-1 本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」と言います。）」第6条第1項において、市町村等が定めなければならない計画として位置づけられている「一般廃棄物処理計画」のうち、「ごみ処理基本計画」について定めるものです。

### 1-2 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。また、計画の見直し等を行うため、令和7年度を中間目標年次として設定します。なお、社会動向や法制度の改定等計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

表 1-1 計画期間

年数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		長期におけるごみ処理の基本的方向・事項									
	策定年次					中間目標年次					計画目標年次

## 2 ごみ処理等の現状

### 2-1 廃棄物の区分

廃棄物は、廃棄物処理法において「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、一般廃棄物は、ごみとし尿に分けられます。本計画は一般廃棄物を対象範囲とし、各家庭から排出される「家庭系ごみ」と事業活動に伴って事業所から排出される「事業系ごみ」に区分しています。

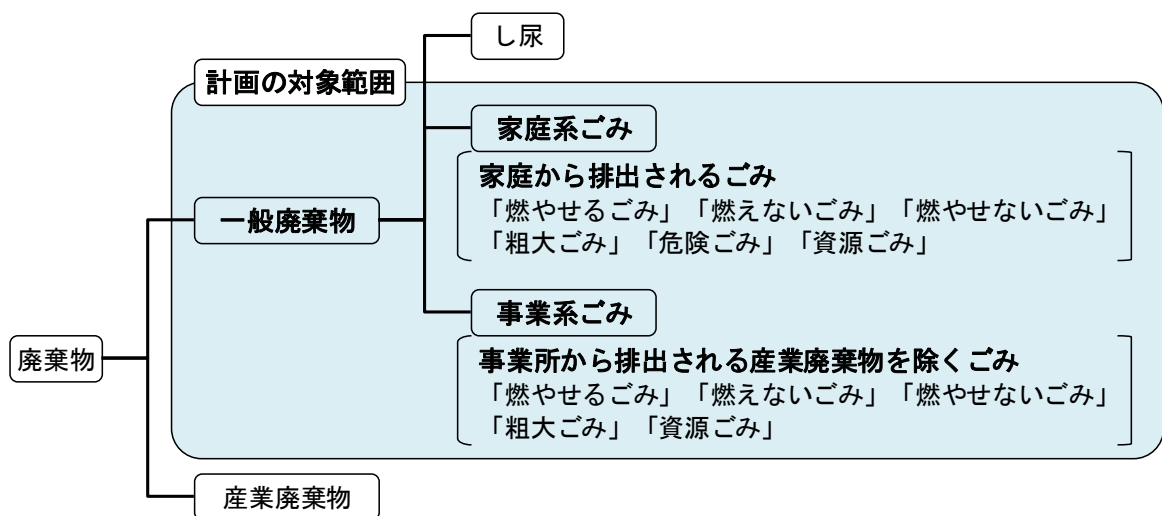


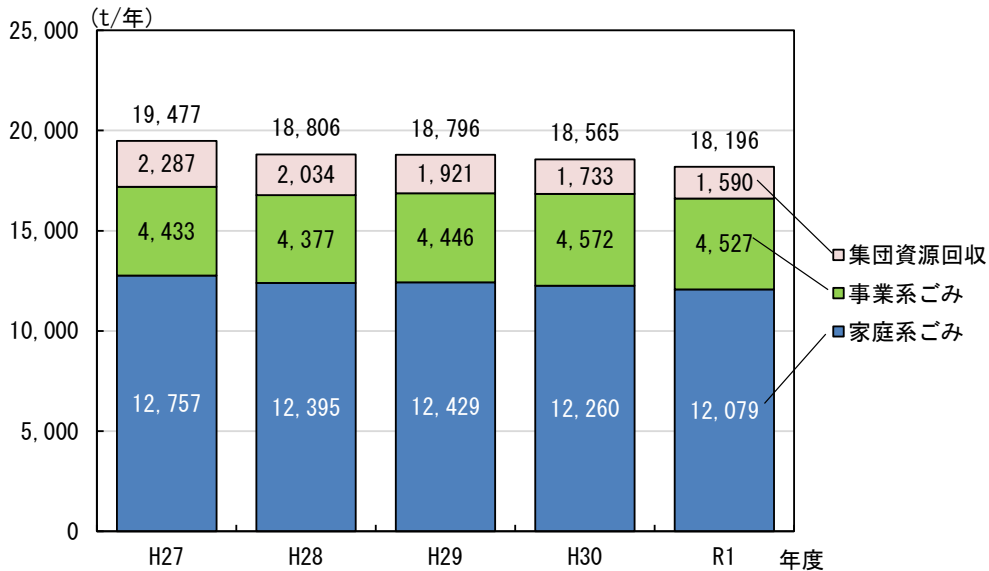
図 2-1 廃棄物の区分

## 2-2 ごみ排出実績

### (1) ごみ排出量の推移

本市の家庭系ごみ排出量は減少し続けており、令和元年度には平成27年度から約700t/年減少しています。また、事業系ごみは、平均約4,500t/年で増減しています。

集団資源回収量は減少し続けており、令和元年度には平成27年度から約700t/年減少しています。



※家庭系ごみは集団資源回収を除いた量としています。

図 2-2 ごみ総排出量の推移

本市の家庭系ごみ(集団資源回収除く)は、燃やせるごみの割合が最も多く、約70%を占めており、次いで資源ごみが多く、約20%を占めています。燃やせるごみ、資源ごみの排出量はともに減少し続けています。

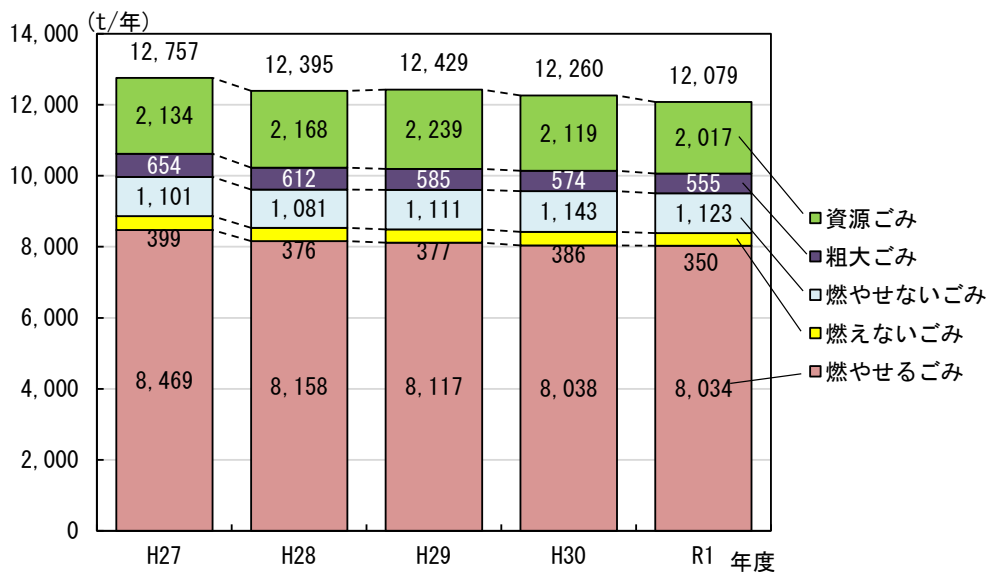


図 2-3 家庭系ごみ排出量の推移

本市の事業系ごみは、燃やせるごみの割合が最も多く、約90%を占めています。燃やせるごみ排出量は平成28年度に減少していますが、その後は増加傾向にあります。

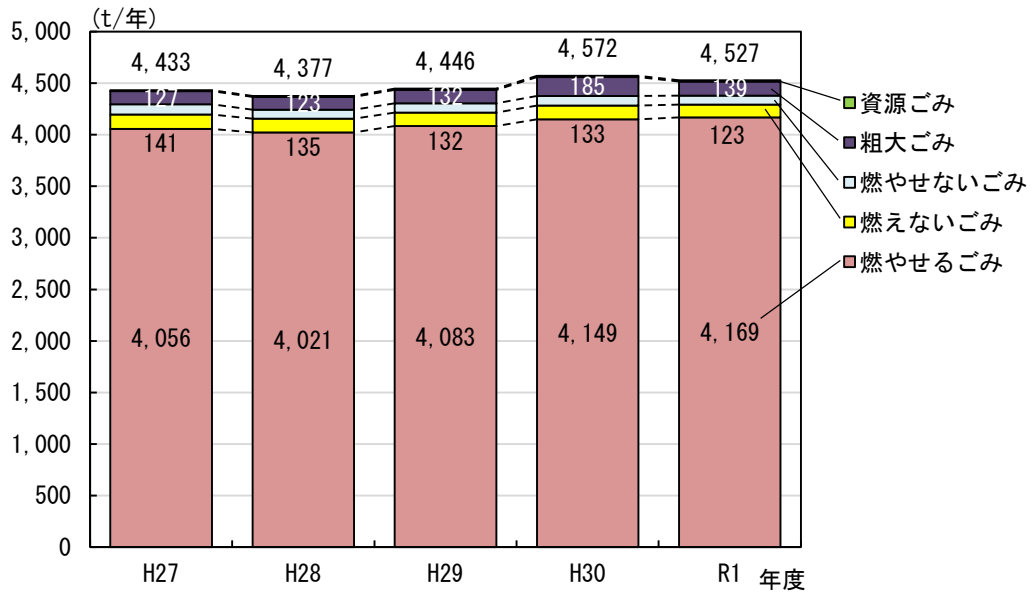
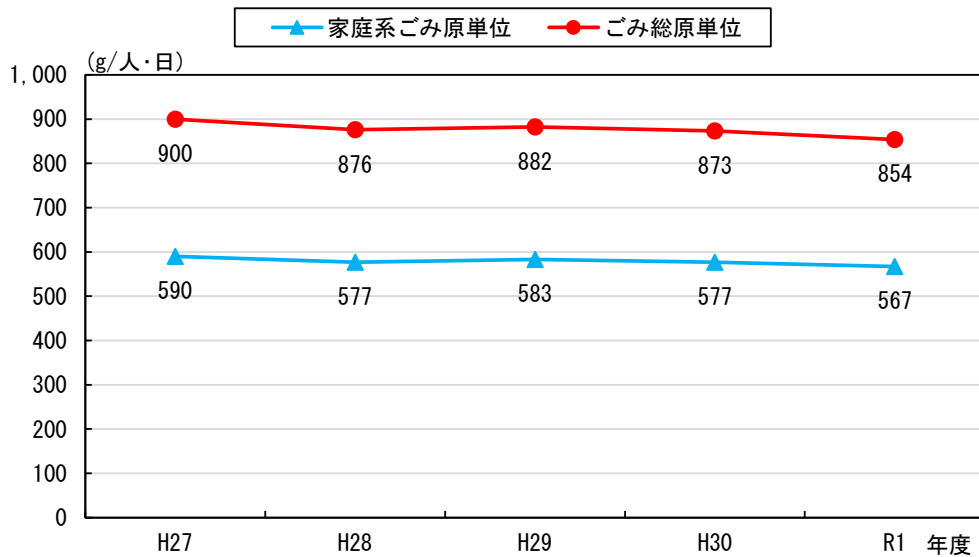


図 2-4 事業系ごみ排出量の推移

(2) 1人1日当たりごみ排出量の推移

本市の1人1日当たりごみ排出量(以下「原単位」と言います。)は、ごみ総原単位及び家庭系ごみ原単位(集団資源回収除く)ともに、概ね減少傾向にあります。



※原単位 (g/人・日) = ごみ排出量 (t/年) ÷ 計画収集人口 (人) ÷ 年間日数 (日/年) × 10<sup>6</sup>

図 2-5 ごみ原単位の推移

## 2-3 ごみ処理における課題整理

これまで示したごみ処理の現状より、ごみ排出量、リサイクル、最終処分の観点から課題を整理します。

### (1) 現計画の達成状況

現状(令和元年度実績)における現計画の数値目標の達成状況を見ると、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は大幅に削減されており、最終目標値を既に達成している状況です。

事業系ごみ排出量は減量が進んでおらず、最終目標値達成のためには527t/年の減量が必要となります。

リサイクル率は近年減少傾向にあり、最終目標値達成のためには約40ポイントの増加が必要です。リサイクル率の実績と最終目標値との大きな差が生じた理由として、現計画では、現在「燃やせないごみ」としている「廃プラスチック」、「燃やせるごみ」としている「紙類」及び「生ごみ」について、資源化の試行・実施を計画していましたが実施に至っていないほか、リサイクル事業者による拠点回収やスーパーでの資源物回収など、民間ルートの開拓により、市施設で受け入れる資源ごみの割合が減少しているためと考えられます。

最終処分量は、近年減少傾向にあります。最終目標値達成のためにはさらに964t/年の減量が必要となります。最終処分量の実績と最終目標値との大きな差が生じた理由として、前述の事業系ごみ排出量が目標と大きな差が生じていること、「廃プラスチック」、「紙類」及び「生ごみ」の資源化未実施などが考えられます。

表 2-1 現計画目標の達成状況

区分	単位	令和元年度 現状	令和2年度 現計画 最終目標値
市民1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量	g/人・日	641 ○	680
事業系ごみ排出量	t/年	4,527 ×	4,000
リサイクル率	%	20.0% ×	60%
最終処分量	t/年	2,364 ×	1,400

## (2) 現状の課題整理

### ① ごみの排出抑制

家庭系ごみ排出量(原単位)は現計画の最終目標値をすでに達成しており、近年の実績も概ね減少傾向にあるため、この水準以上の維持に努めていきます。

事業系ごみ排出量は現計画の最終目標値には至っておらず、近年の実績は減少していないため、事業者へのごみ排出の減量推進の施策について、検討していきます。

### ② リサイクルの推進

リサイクル率は現計画の最終目標値には至っていないため、ごみの分別排出の周知、適正排出の推進を行うとともに、現計画で資源化の試行・実施を計画していた「プラスチック製容器包装」について、本計画期間内の分別実施を目指し、さらに、「生ごみ」について、改めて資源化を検討します。

また、「ミックスペーパーリサイクル」について、平成28年度から戸別回収を回収しているものの、回収量は少なく、「燃やせるごみ」として排出されていると考えられるため、分別を徹底する必要があります。

### ③ 中間処理・最終処分

北石狩衛生センター焼却施設及び破碎施設は供用開始から27年が経過し、リサイクルプラザは供用開始から21年が経過しており、施設の老朽化が進んできたため、現行施設の基幹的設備改良(大規模修繕)、新施設の整備、周辺自治体との広域処理について検討を進めていきます。

また、北石狩衛生センター最終処分場は令和5年3月までの埋立計画となっていますが、令和2年3月末現在における残余容量は約64,000m<sup>3</sup>であり、計画期間後に埋立終了する見込みであるため、計画期間内に今後の埋立処分地整備について改めて検討していきます。

### 3 ごみ処理の基本方針と目標

#### 3-1 基本理念

第3次石狩市環境基本計画に掲げた本市が将来めざす環境の全体像、「地域の豊かな資源を活かし 未来へつなぐ 持続可能な共生都市 いしかり」を生活環境分野において実現するために、「資源を有効に活用し、環境に優しい循環型社会が実現しているまち」を目指す姿とし、1人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、ごみの発生を抑え、リサイクルを進めるとともに、低炭素で資源循環型の社会を築くことを目指します。

**資源を有効に活用し、環境に優しい循環型社会が実現しているまち**

#### 3-2 基本方針

基本理念を実現するため、4つの基本方針を設定します。

##### 1) 4Rの推進

ごみの減量のため、まず、①ごみになるものを家庭に持ち込まない。不必要なものは買わない。断る。(Refuse リフューズ)を行い、次に②ごみを減らす。ものを大事に使う。できるだけごみを出さない生活をする。(Reduce リデュース)を行い、さらに、環境への負荷の低減に配慮しつつ、③繰り返し使用する。修理して使う、人に譲る。再使用できるものを使う。(Reuse リユース)及び④なるべく捨てない。リサイクルできるものは分別する。リサイクル品を買って循環の輪をつなげる。(Recycle リサイクル)を行い、⑤焼却の順にできる限り、発生回避、排出抑制を重点的に進め、なお処分できない廃棄物を⑥最終処分場に埋め立てる、「4R」を継続して取り組みます。

##### 2) ごみの適正処理

安全・安心・安定的なごみ処理施設の整備と効率的なごみ処理体制を構築し、排出されたごみや循環資源については、発生抑制の推進により可能な限り減量化を図りつつ、費用対効果を考慮した適正な処理及びリサイクルを推進します。

##### 3) 環境の保全

ごみ処理に伴う大気汚染、水質汚濁などの公害を未然に防止するとともに、収集・運搬車両の低公害車導入やごみ処理に伴う化石燃料の使用を抑制し、二酸化炭素の排出を削減するなど、環境への負荷を低減します。

さらに、自然災害等による廃棄物処理を円滑に進めるため、仮置き場の確保等を検討します。

#### 4) 市、市民、事業者協働

これまでの大量生産・大量消費型のライフスタイルを見直し、市、市民、事業者の3者が相互の理解と協力のもと、循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組を行うことが重要です。

市は、率先して公共施設の事務事業に伴う廃棄物の排出を抑制するとともに、各主体の役割を明確にし、生産及び消費のそれぞれの立場からごみ減量化施策を総合的に推進します。

事業者は、事業活動に伴う廃棄物の発生回避など環境への負荷を低減する経営に努めます。

市民は、日常生活におけるごみの発生を抑制するとともに、市のごみ減量化施策に協力します。

### 3-3 数値目標の設定

#### (1) 家庭系ごみ排出量に関する目標

家庭系ごみについては、「北海道廃棄物処理計画(第5次)」に準じるものとします。家庭系ごみ原単位(集団資源回収除く)の目標値を計画目標年次(令和12年度)において、550g/人・日とすることを目標とします。

また、家庭系ごみ原単位(資源ごみ及び除く)の目標値を計画目標年次(令和12年度)において、440g/人・日とすることを目標とします。

家庭系ごみ原単位(集団資源回収除く)			
令和元年度実績	567g/人・日	→	令和12年度目標 550g/人・日
家庭系ごみ原単位(資源ごみ及び集団資源回収除く)			
令和元年度実績	472g/人・日	→	令和12年度目標 440g/人・日

#### (2) 事業系ごみ排出量に関する目標

事業系ごみについては、現計画の計画目標を達成していない状況です。そのため、目標値は現計画における目標値を継続するものとします。事業系ごみ排出量の目標値を計画目標年次(令和12年度)において、4,000t/年とすることを目標とします。

事業系ごみ排出量			
令和元年度実績	4,527t/年	→	令和12年度目標 4,000t/年

### (3) 最終処分量に関する目標

ごみの発生抑制や循環資源を含むごみの分別の徹底によりごみの適正処理を行い、埋立対象となるごみを削減します。覆土を除いた最終処分量の目標値を計画目標年次(令和12年度)において、2,259t/年とすることを目標とします。

#### 最終処分量(覆土除く)

令和元年度実績	2,364t/年	→	令和12年度目標	2,259t/年
---------	----------	---	----------	----------

### (4) モニタリング指標(リサイクル率)

目標を達成するための課題の把握、施策の見直しや改善の際の参考とする指標として、今後もより積極的に資源物回収に努めるものとし、リサイクル率の推移を把握します。



## 4 施策の内容

基本方針及び計画目標を踏まえ、次の施策に取り組みます。

### 4-1 施策の体系

基本理念	基本方針	施策
資源を有効に活用し、環境に優しい循環型社会が実現しているまち	1) 4Rの推進	①エコライフへの転換
		②循環型社会に対応したリサイクル
		③事業系ごみ減量化対策の強化
		④グリーン購入の推進
	2) ごみの適正処理	①ごみ処理施設の適正な管理・運営
		②ごみ処理に係る費用負担のあり方の検討
		③効率的な収集・運搬・処理の検討
		④地域循環共生圏-循環分野-の構築、広域処理の検討
	3) 環境の保全	①地球温暖化対策
		②公害対策
		③不法投棄対策
		④海岸漂着物等の対策
	4) 市、市民、事業者協働	①環境教育・環境学習の推進
		②情報提供・情報発信の充実
		③環境配慮行動・市民ボランティアへの支援

### 4-2 施策の内容

#### 1) 4Rの推進

##### ① エコライフへの転換

本市においては前計画より3RにRefuse（リフューズ）を加えた4Rを推進しています。海洋プラスチックによる環境汚染など世界的な課題を背景に、令和2年7月1日からレジ袋が有料化されましたが、これもリフューズ（断る）の取組の一つです。

また、本来食べられるにも関わらず廃棄される「食品ロス」も、資源問題、SDGsの観点などから世界的な課題となっています。

市では引き続き、4Rに関する啓発のほか、ごみの減量にもつながる「食品ロス」の削減に向けては、関係部局と連携しながら情報提供や普及啓発に努めるなど、市民・事業者が循環型社会に配慮した生活や事業活動を行うための環境整備、意識の醸成や定着を図っていきます。

## ② 循環型社会に対応したリサイクル

循環型社会の形成を進めるための調査、研究を進め、分別方法や処理ルート確保などさらなるリサイクルシステムを構築します。

特にごみの中でも排出量が多い「燃やせないごみ」として排出されている「プラスチック製容器包装」、「燃やせるごみ」として排出されている「生ごみ」について、民間処理施設等の活用による資源化を検討し、資源化実施に向けて取り組んでいきます。

## ③ 事業系ごみ減量化対策の強化

事業系ごみの減量化を推進するため、現行の条例等を見直し、多量排出事業者に対し、「ごみ減量化計画書」提出の義務化などを検討し、排出抑制を促すとともに、排出事業者に対し指導を行い、生ごみ(食品残渣)の「飼料化」、「堆肥化」など民間資源化施設への利用充実を図ります。また、組成調査の結果、燃やせるごみには資源化可能な紙類が高い割合で含まれることから、必要な情報提供や普及啓発などペーパーリサイクルを促進するための取組を検討、実施します。

なお、学校給食で発生する食品残渣は、民間資源化施設で堆肥化処理していますが、今後も環境教育などの実施により食べ残しの減量化に努めるとともに、食品残渣は民間施設の活用により資源化していきます。

## ④ グリーン購入の推進

物品等の調達にあたり、環境保全の観点から、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務を優先的に選択する「グリーン購入」を継続して推進するとともに、市民や事業者等に対して、「石狩市グリーン購入推進方針」に基づき、取組を促進します。

## 2) ごみの適正処理

### ① ごみ処理施設の適正な管理・運営

北石狩衛生センター焼却施設及び破砕施設は供用開始から27年が経過し、施設の老朽化により、今後、焼却炉、破砕機等の基幹的設備の修繕・補修費の増加が見込まれるため、令和元年度に実施した建築、設備(焼却・破砕)の精密機能調査結果の活用、日常の点検結果等に基づき、計画的な修繕ほか適正な維持管理に努めます。

また、現行施設の基幹的設備改良(大規模修繕)、新施設の整備、周辺自治体との広域処理について検討を進めていきます。

ごみ処理施設の運営については、平成24年度から令和4年度までを事業期間とする長期包括的運営管理委託事業を実施しており、今後の運営方法については、施設整備等の検討と併せて検討していきます。

## ② ごみ処理に係る費用負担のあり方の検討

家庭系ごみ及び事業系ごみのごみ収集(自己搬入)手数料について、今後も、ごみ処理費用の推移や周辺自治体の料金水準を注視し、さらに、市民・事業者への負担を考慮しながら、処理手数料の見直しを検討していきます。

## ③ 効率的な収集・運搬・処理の検討

家庭系ごみは、平成18年度の有料化と併せて、戸別収集を実施しています。

今後、現在「みどりのリサイクル」の看板のある最寄りの公園または緑地帯において家庭から出された樹木の剪定枝葉、草花等を回収しているみどりのリサイクルについて、戸別回収を検討します。

## ④ 地域循環共生圏-循環分野-の構築、広域処理の検討

家庭系ごみ及び事業系ごみの処理をより効率的に進めるためには、本市内だけではなく、周辺自治体を含め、広域的に取り組む「地域循環共生圏-循環分野-」を構築し、資源化が可能なごみを最適な規模で循環させることが有効です。

平成31年3月より、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンに参画し、廃棄物対策に関しては、廃棄物対策連携の推進を目的とした定例会等の開催等による廃棄物問題に関する情報交換等を実施することとしており、今後も継続していきます。

また、当別町の「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「燃えないごみ」、「粗大ごみ」については、今後も受託を継続していきます。

## 3) 環境の保全

### ① 地球温暖化対策

ごみ処理に係るエネルギー使用量を縮減し、二酸化炭素排出量の削減を図るために、4Rを推進するとともに、ごみ処理施設の省エネの徹底やごみ収集・運搬車のエコドライブの励行など、地球温暖化対策を推進します。

また、北石狩衛生センターにおけるごみの焼却処理に伴い発生する排熱や生ごみなどの廃棄物系バイオマス資源を利活用した民間によるバイオマスエネルギー事業を支援します。

### ② 公害対策

北石狩衛生センターにおいて、焼却施設のごみ焼却に伴う排ガスや最終処分場からの浸出水について、ダイオキシン類、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の有害物質等による公害を防止するため、法令による排出基準等を順守し、適正な管理に努めるよう、監視・指導を徹底します。

### ③ 不法投棄対策

ごみの不法投棄は、道路、防風林、河川敷地、海浜地など人目の少ない場所に多く見受けられます。

本市では、平成13年5月に「石狩市ごみ不法投棄非常事態宣言」を發表し、ごみ不法投棄ホットラインの開設、監視カメラ・警告看板・のぼりの設置、休日・夜間監視パトロールの実施などにより、監視体制の強化並びに啓発に努めてきました。

今後も監視区域の拡大や監視体制を充実させるとともに、北海道、警察と連携して不法投棄の防止対策に努めていきます。

### ④ 海岸漂着物等の対策

プラスチックごみの流出による海洋汚染が世界的な課題となっています。市ではこれまでも市民や事業者と協働で「クリーンアップ日本海in ISHIKARI」を実施するなど、海岸環境の保全及び美化を図ってきましたが、引き続き、海岸一斉清掃の実施や、北海道など関係機関と連携した海岸漂着物の回収、適正処理により、環境保全や海洋汚染の防止に努めていきます。

## 4) 市、市民、事業者協働

### ① 環境教育・環境学習の推進

低炭素・循環型社会の形成に向けた行動について、より多くの市民や事業者が実践できるように、町内会等への出前講座等の環境イベントやリサイクルプラザにおけるリサイクル教室・リサイクル研修講座・PR出展などを実施し、4Rを理解・体験する機会の充実を努めており、今後も継続して実施していきます。

### ② 情報提供・情報発信の充実

環境に配慮した意識の向上やごみの分別、排出ルール of 周知、徹底を図るため、「広報いしかり」や全戸に配布している「家庭ごみの出し方ガイド」等のわかりやすい広報に努めるとともに、本市ホームページや市役所等に設置している石狩市掲示板「あい・ボード」など多様な広報媒体を通じ、今後も情報提供・情報発信の充実を図ります。

### ③ 環境配慮行動・市民ボランティアへの支援

本市ホームページや広報誌による、環境配慮行動を実践する団体や資源回収に協力する企業・小売店の掲載、町内会や子ども会が行う集団資源回収に対する奨励金の交付、町内会やボランティア団体へのボランティアごみ袋の支給など、今後も環境配慮行動を支援するとともに環境美化の推進を図ります。